

CPD・専攻建築士制度改革について

現在、建築士会会員限定で行っているCPD・選考建築士制度について、昨年開催された建築士全国大会時の全国会長会議で、制度のオープン化が決定されました。

会誌「よろいど」No.2（新年号）にも関係特集を掲載していますが、概要を説明します。

本県建築士会でも、理事会（主管：野田副会長）及びCPD・専攻建築士委員会（長崎支部・山口雅彦委員長）で協議を重ね、本年4月よりオープン化を目指すこととなりました。

これと平行し、建築士会のCPD・専攻建築士制度を活用する方法がないか、委員会で長崎県と協議していただき、長崎県より次の回答を得ています。

長崎県のCPD活用（案）

- ・建築士会CPD単位を、当面施工業者（建築一式工事）の格付けを審査する、経営事項審査の加点対象となる予定です。

現在の土木「CPDS」単位と同様の取り扱いとなる予定で、加点は主観点数について最大20点となる見込みです。

ただし積算は会社単位とし、その会社に在籍する技術者の建築CPD単位を合算し申請することになります。

実施は平成22年4月1日を予定し、CPD単位も4月1日以降の分を採用する予定です。

3月末頃には長崎県土木部建築課のホームページに情報が掲載されますので、ご確認下さい。

次に、オープン化等によって新しいCPD制度に参加できるのは、次の資格者の方々です。

- ・長崎県建築士会の正会員（一級・二級・木造建築士、構造・設備一級建築士）
- ・長崎県建築士会準会員で建築施工管理技士（一級・二級）の有資格者
- ・長崎県建築士会会員外の方で、建築士又は建築施工管理技士の有資格者
- ・賛助会員のための建築士・建築施工管理技士の方は会員外扱いとなります。

※オープン化と併せて制度改革が行われ、建築関係資格ということで、今回より建築施工管理技師の方もCPD制度に参加いただけることとなります。

現在のCPD制度との相違点

- ・現在のCPD制度は、建築士会会員限定の制度で、CPD手帳にバーコードシールで単位を集積し、専攻建築士を目指すものでした。

この場合、自己研鑽として認められたのは講習会等の参加はもちろん、業務や委員会活動、自己学習等多岐に亘っていました。

- ・新CPD制度は、すべての建築士及び建築関係技術者が参加できるものとなり、現在の手帳をカードに改め、基本的に事前認定を受けた参加型の講習会等へ参加することにより自己研鑽単位を集積するものとなります。

集めたCPD単位は専攻建築士の登録・更新以外に県の建築工事業経営審査加点に使用できます。

- ・現在、手帳をお持ちの方も、新CPDに参加するためには、新たにCPDカードの購入が必要となります。

ただし、会員の方はカードを購入いただければ、そのまま初期登録出来ることとなります。(会員は初期登録費用免除)

新CPD制度の参加方法

- ・新CPD制度に参加するためには、まずCPDカードを取得する必要があります。
(社)長崎県建築士会では、随時CPDカード登録申請を受け付けます。
登録希望者は、別紙「登録申請書」に初期登録費(会員は無料)及び、カード発行費を添えて申し込み下さい。
なお、カードはICカードとなり、製作に2ヶ月程度かかります。
2月中の申し込みをお勧めします。

新CPDの使用

- ・新CPDカードはICカードとなり、あらかじめ登録された講習会等の受付に備えられたカードリーダーにカードをかざすか、出席者名簿にCPDカード番号や氏名が搭載されることで参加者の登録を行うこととなります。
今までのバーコードシールは廃止となり、出席したことを確認することで単位が集積されていきます。
貯まった単位は、長崎県建築士会本部事務局で証明を受けることにより確認できることとなり、また個人の取得単位数はインターネット上のサイトでも確認できることとなる予定です。
新CPD制度では、参加型の単位が原則となることから、年間目標単位数を現在の50単位から12単位に引き下げられます。
そこで、専攻建築士の更新単位数も現在の250単位から60単位に引き下げられます。
現在CPD手帳をお持ちの方は、新制度移行後もバーコードシールにより取得したCPD単位は、そのまま有効となります。

CPDカード

- ・新CPDカードはICカードとなり、裏面は、会員の方は長崎県建築士会会員証となり、非会員の方はCPDカード会員証となります。
申込は、別添「CPD参加登録申請書」をご使用下さい。
申込書は初期登録費(会員は無料)及びカード発行費を添えて、建築士会本部事務局へ持参するか郵送して下さい。

専攻建築士

- ・CPD制度と併せて専攻建築士制度もオープン化され、すべての建築士が参加できることとなります。
建築士免許取得後、5年以上経過した建築士で、申請の直近1年間の新CPD単位を12単位以上お持ちの方が専攻建築士認定基準となります。

※ 新CPD制度に関するお問い合わせ等は、下記長崎県建築士会事務局へ。

(社)長崎県建築士会事務局

担当：蔭山、高濱

TEL 0958280753

FAX 0958277007

Eメール：LEE05670@nifty.com

CPD制度にかかる費用一覧表

新CPD制度では、手数料も変更となっています。

またCPD単位は、予め建築士会の認定を受け開催される講習会等でのみ取得が可能です。
建築士会CPD対象講習会かどうか、主催者等に問い合わせてください。

	正会員	準会員	非会員
1.初期登録費	無料	1,000円	2,000円
2.データ登録・管理費（年額）	500円	500円	3,000円
3.CPDカード発行費	1,000円	1,500円	2,000円
4.証明書発行費	500円	500円	2,000円
5.事後申請データ登録費	500円	500円	2,000円

プログラム審査費(1開催あたり)	5,000円
プロバイダー登録費(年額)	50,000円

CPD カード発行費の支払方法について

方法① 郵便局の払込取扱票で払込む

お近くのゆうちょ銀行または郵便局の貯金窓口で、払込用紙に送金額と手数料を添えてお申し込みください。(手数料¥120)

払込機能付のゆうちょ銀行の ATM(現金自動預払機)では、現金のほか、送る方の通常貯金からの払込も可能です。(通帳またはキャッシュカードが必要です。)(手数料¥80)

郵便局に備付の「払込取扱票」に社団法人長崎県建築士会の口座の記号・番号、その他の必要事項を記入しお支払い下さい。

口座記号・番号 01810-2-16353
加入者名 社団法人長崎県建築士会

※備考欄に 「CPD カード発行費」と記入下さい。

※記入例裏面参照ください。

振込み後、受領書のコピーを CPD 参加登録申込書にホッチキス止めし、建築士会本部へ郵送して下さい。

方法② 郵便局で「定額小為替」を購入して CPD 参加申込書と一緒に郵送する

お近くの郵便局の窓口で「定額小為替」を購入して下さい。(手数料、1枚につき¥100)

「定額小為替」と CPD 参加登録申込書を建築士会本部へ郵送して下さい。

方法③ 建築士会本部へ持参する。

建築士会本部へ CPD 参加登録申込書と一緒に持参する。

参考資料

CPDカード発行費	会員	準会員	非会員
	1, 0 0 0 円	1, 5 0 0 円	2, 0 0 0 円

継続能力開発(CPD)制度 参加登録申込書(CPDカード作成申込書)

社団法人長崎県建築士会
会長 松谷 蒼一郎 様

(社)長崎県建築士会の継続能力開発(CPD)制度に賛同し、ここに初期登録費・CPDカード発行費を添えて申込致します。

申請日 平成 年 月 日

1	フリガナ名 氏 名	氏		名			
2	区分(建築士/施工管理技士)	一級	二級	木造	構造一級	設備一級	施工管理技士
	登録番号						
3	所属(会員区分)	建築士会正会員		建築士会準会員		非会員	
	※建築士会員は支部名を記入	支部名:		支部名:			
4	生年月日 (西暦)	年 月 日					
5	CPD情報提供制度利用の有無	希望する 希望しない					
6	現住所	〒					
	TEL	TEL					
7	勤務先名						
	部署名/役職						
8	勤務先住所	〒					
	TEL	TEL					
9	Eメールアドレス ※建築士会からの情報を提供します						

※事務局処理欄

区分	会 員	準会員	非会員
初 期 登 録 費	無料	1,000円	2,000円
CPDカード発行費	1,000円	1,500円	2,000円
手数料合計	1,000円	2,500円	4,000円

処理日 平成 年 月 日